

県立阪神特別支援学校いじめ防止基本方針

県立阪神特別支援学校

1 基本方針

「明るく、たくましく、心ゆたかに、活気ある学校」という校訓を基本として、児童生徒一人ひとりが、自立と社会参加を目指し、主体的な行動力が身につけられるよう必要な知識・技能・態度及び習慣を養えることを目指す。

このため、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に有意義に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の支援体制をつくり、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(2) 基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方にも関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは校内だけにとどまらず校外でも起こり得る。

3 いじめの防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 未然防止

いじめが起こらない学級・学校づくりが重要である。そのために、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で学習や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。また、すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるという意識を持って教育活動を行う。

具体的な方策（「年間計画」**別紙1**参照）

- ① 学習活動：友人関係、集団づくり、社会性の育成を加味して指導計画を立案して実施する。特に道徳教育や人権教育、キャリア教育を踏まえて学級経営や学年、学部運営を行う。
- ② 全校集会：児童生徒会は、仲間づくりや思いやりの大切さについて全校生徒に対してよびかける活動を積極的に行う。
- ③ 研修会：人権教育研修会やカウンセリングマインド研修会などを開催し、教職員のいじめに関する認識を高める。
- ④ 家庭訪問：児童生徒の実態を把握して、保護者といじめ防止に対する共通理解を図る。
- ⑤ 担任間引き継ぎ：前担任又は出身校担任と情報交換を行い、児童生徒の実態を把握する。
- ⑥ 職員会議：いじめ対応マニュアルの確認、いじめ防止基本方針の共通理解を行う。年度末は、検証・分析を行い、次年度に引き継ぐ。
- ⑦ 生徒指導担当者会議：県、阪神、特別支援などの担当者会議で情報交換を行い、その情報を教職員に提示する。
- ⑧ 携帯・スマホ防犯教室：年2回程度、生徒向けに実施する。

(2) 早期発見

日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努める。また、児童生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、その情報に基づき速やかに対応する。児童生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごすことや、気づきながらも見逃すこと、相談を受けながらも対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

具体的な方策（「年間計画」[別紙1](#)参照）

- ① 学習活動：児童生徒の様子を観察するとともに、日々の児童生徒の変化に留意して行う。
（「いじめ早期発見のためのチェックリスト」[別紙2](#)参照）
- ② 個人面談：気になる変化があった場合は、速やかに対応する。必要な場合は、保護者に連絡し、協力を依頼する。
- ③ 保護者との連携：保護者との信頼関係を築き、連絡帳等を活用して情報共有を図るとともに定期的な懇談を通じて児童生徒の実態を把握する。
- ④ 学校生活アンケート：「学校生活に関するアンケート」を実施して、児童生徒の実態を把握し、早期発見の手だてとする。事前に、保護者に対してアンケート内容を知らせ、結果等を報告する。＊ 校内にとどまらず校外での生活に対しても配慮して情報を収集する。

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年・学部及び学校全体で組織的に対応する。

問題の解決は、単に謝罪することや責任を形式的に問うことではない。児童生徒の成長に主眼をおいて問題の再発を防ぐ教育活動を行い、その後の経過を見守り続ける。

組織構成（「基本組織」[別紙1](#)参照）

いじめ対応チームを中心として、警察や福祉等の外部専門機関、学校評議員会と連携し、全職員で問題の解決に当たる。

具体的な方策（「組織的対応の流れ」[別紙3](#)参照）

- ① いじめ又は兆候を認知した場合は、速やかに関係職員に報告、相談をする。また、正確な事実関係を把握して迅速に保護者へ連絡する。
- ② いじめの情報を児童生徒から得た場合は、いじめられている児童生徒や情報を伝えた児童生徒が更なるいじめを受けないように体制を整備し、安心して学校生活を送れるようにする。
- ③ いじめた児童生徒に対して、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなどの教育的配慮のもと、毅然とした対応で継続的な指導支援を行う。また、当該児童生徒の保護者に対しては正確な事実関係を説明し、今後の指導支援についての協力を依頼する。
- ④ 暴力を伴ういじめを目撃した場合は、暴力を止めることを最優先にする。
- ⑤ インターネット上のいじめを認知した場合は、状況に応じて外部専門機関と連携をとり事実関係を迅速に把握して対応する。
- ⑥ いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は、直ちに警察に相談する。
- ⑦ 家庭と協力して心のケアに努める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

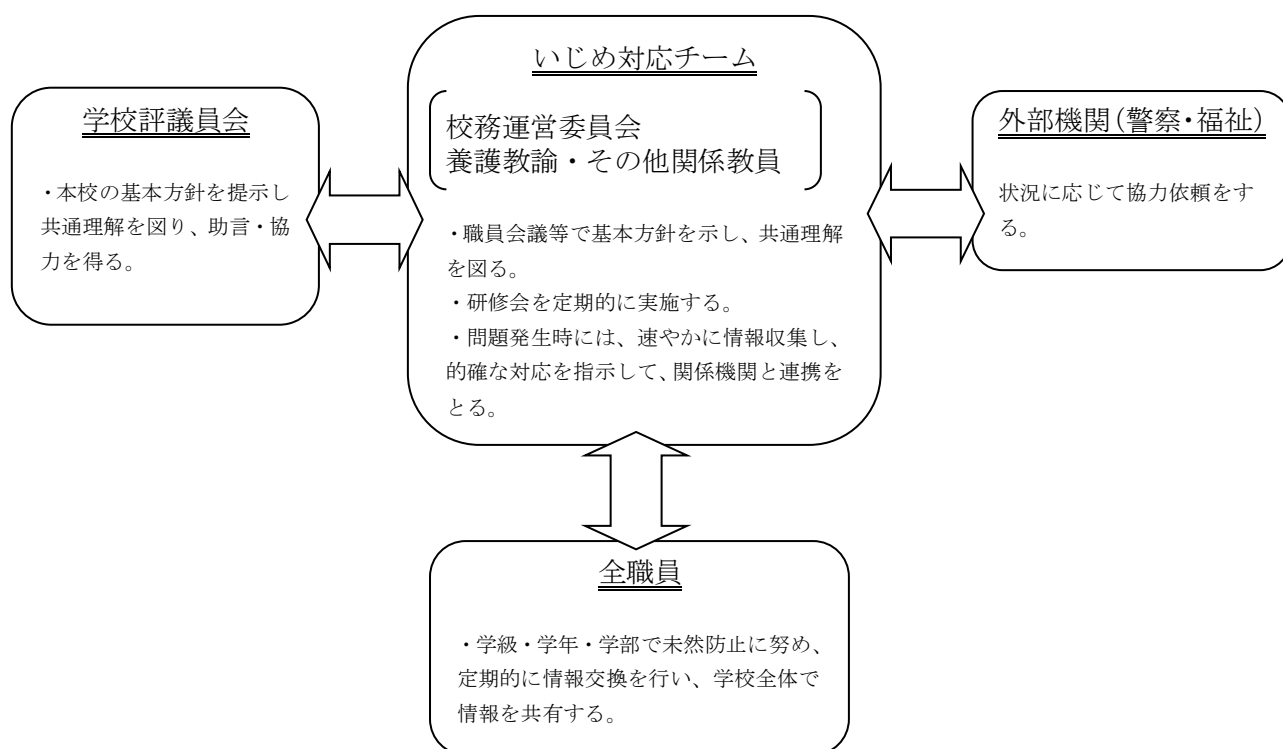
(2) 重大事態への対応

学校だけで解決が困難な事案に関しては、速やかに教育委員会に報告する。学校長がリーダーシップを発揮し、教育委員会や警察、地域等の関係機関と連携して事態の解決に当たる。

「年間計画」(未然防止・早期発見)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修会など	職員会議 (いじめ防止研修) 家庭訪問 担任引き継ぎ	学年会・学部会・いじめ対応チームなどで情報を共有する。										
		いじめ対応チームは、常に情報を収集し問題解決に向けて取り組む。年度末は、PDCAサイクルの考え方に基づきそれぞれを検証、分析し次年度に向けて見直しを行う。										
		生指担当者会	生指担当者会	生指担当者会	カウンセリングメイン ド研修会	生指担当者会	生指担当者会	生指担当者会	生指担当者会	生指担当者会	生指担当者会	
学習活動の取組	すべての教育活動において道徳、人権、キャリア教育を踏まえて取り組む											
	携帯教室 携帯教室 体育大会 仲間づくり活動 学習発表会 全校集会 全校集会 全校集会											
	「仲間づくり・思いやりの大切さ」などの呼びかけ											
未然防止 早期発見	保護者との連絡帳等を活用し、情報を共有する。定期的な懇談を通じて児童生徒の実態を把握する。 日々の観察、変化への気づき。「学校生活に関するアンケート」の実施。個人面談の実施。											

「基本組織」



「いじめ早期発見のためのチェックリスト」

1 いじめられている子

わざとらしくはしゃいでいる	おどおど、にやにや、にたにたしている
いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
下を向いて視線を合わせようとしない	顔色が悪く、元気がない
遅刻・欠席が多くなる	ときどき涙ぐんでいる
腹痛など体調を訴えて保健室へ行きたがる	ひとりでいることが多い
教職員の近くにいたがる	発言すると友だちから冷やかされる
友だちに悪口を言われても言い返せなかったり、愛想笑いをしたりする	
学習意欲が減退し、忘れ物が増える	教室へいつも遅れて入ってくる
食事の量が減ったり、食べなかったりする	持ち物が壊されたり、隠されたりする
必要以上のお金を持ち、友だちにおごる	手や足に擦り傷やあざがある
けがの状況と本人が言う理由が一致しない	服に靴の足跡がついている
ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	

2 いじめている子

多くのストレスを抱えている	家や学校で悪者扱いされていると思っている
あからさまに、教職員の機嫌をとる	特定の子どものみ仲間意識をもつ
教職員によって態度を変える	教職員の指導を素直に受け取れない
グループで行動し、他の子どもに指示を出す	他の子どもに対して威嚇する表情をする
活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう	

～記 録～

--

「組織的対応の流れ」

